

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています(令和6年1月23日更新)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】(令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主が対象です。)

休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

① 休業等又は出向を実施した場合の助成率を上げます。

【大企業】1/2 ⇒ 2/3 【中小企業】2/3 ⇒ 4/5

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

② 支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。

イ 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。

⑤ 休業等規模要件を緩和します。

対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合(休業等規模要件)

【大企業】1/15以上⇒1/30以上 【中小企業】1/20以上⇒1/40以上

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

⑥ 残業相殺(※)を撤廃します。

※支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給すること

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

※助成対象期間は1年間です。

(特例措置の内容は裏面にもございます)

【その他の支給要件】


その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細についてはガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>)や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

ガイドブック



雇用調整助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク